

旅館業法の主な規制内容

	見直し前（平成30年6月15日まで）		見直し後（平成30年6月15日以降） 旅館・ホテル営業
	ホテル営業	旅館営業	
定義	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。
公衆衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ○9m²以上／室 	<ul style="list-style-type: none"> ○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ○7m²以上／室 	<ul style="list-style-type: none"> ○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ○7m²以上／室 (寝台を置く客室は9m²以上／室)
安定的な経営の確保	○10室以上	○5室以上	○規制なし
本人確認及び出入りの確認（善良の風俗の保持等）	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。 ○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。 ○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。 ・宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備えることとする。 ○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他以下の要件を満たす設備を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ・宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。